

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年4月14日(木)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時57分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	なし			
出席説明員	なし			
本日の会議に付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書提出について ・請願審査 請願第1号 居住地区(団地)における治水に関する請願 請願第2号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願 請願第3号 水田活用の直接支払交付金制度に関しての意見書提出を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年4月14日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

まず最初に、請願第2号「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願について、請願第3号、水田活用の直接支払交付金制度に関する意見書提出を求める請願についての2題を一括の議題といたします。

3月15日の委員会で請願者を参考人として呼び出して質疑を行い、3月17日は意見交換を行ったところでございます。

その際、もう少し時間をいただきたいということで、本日の開催に至ったところでございます。

また、請願第3号の請願者から意見書の内容について、追加資料がありましたので配付させます。

暫時休憩いたします。

(休憩：10：02～11：17)

委員長 : それでは再開いたします。

今日の協議事項は請願審査ということで、(1)(2)(3)には載ってありませんが、まず最初に、当委員会としての意見書提出についてを追加して議題とします。

追加資料等については皆さん御覧になったということでございます。

それで、委員会としては請願者のほうに意見書案を示した形で、紹介議員を通じて意見を聞いたところでございますが、請願第2号の請願者からは、意見書の案については特に問題ないというような話があったということであり、また、請願第3号の方については先ほどタブレットで見ていただいた内容について、意見が出されたという状況でございます。

については、当委員会としては、意見書を提出するという点について、再度確認しておきたいというように思います。

まず初めにそういったことで各委員のほうから、意見書を提出することについて、御発言をお願いしたいと思います。

意見書を出すことについてということです。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：まず意見書を提出することについてということでありまして、我々委員会は今回請願が出る以前から、この水田活用の直接支払交付金に関しては問題意識を持って、場合によっては意見書を提出することも含めて検討してまいりました。

当局からの説明、JAいわて平泉からの説明を聞いていて、あとは個人の方々から今後は聞いていかなければいけないということで継続審査となっていたかと思えます。

その中でこういった請願が今回出されておりますけれども、まずは最初に、我々委員会として今までのトータルの調査研究を踏まえて、今回意見書を出すというようなことで、私はいいのではないかなと思っております。

その上で、今回、次の2つの請願に関する審査をしていったらいいのではないかとこのように思います。

委員長：ただいま、岩渕委員から発言がありましたが、これに対して皆様から御質問、御意見がありましたら頂戴したいと思います。

千田良一委員。

千田（良）委員：異論ありません。

委員長：異論がないという発言がありますが、そういう方向で進めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議なしということですので、そういう方向で進めたいというように思います。

それでは、次に、意見書案については、いかがいたしましょうか。

岩渕委員。

岩渕委員：私の意見としてはそれぞれ今回委員会で案を示した意見書について、それぞれ請願第2号、請願第3号と出された方にも意見をお伺いしたところを、基本的には意見書に関しては、特段異議はないということがまずありましたので、その後で請願第3号の請願者の方からは修正ということがありましたけれども、まずは基本的なスタンスとしては、今回委員会のほうで考えられている項目でよいのではないかなと私は思っております。

委員長：今、岩淵委員から、当委員会の意見書案については、前に請願者にお示した案のとおりでよろしいのではないかという意見がございました。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：当委員会で作成する意見書の内容ですが、JAいわて平泉から示されたものをベースに、修正を加えたものを2つの請願の方にお示しをいたしました。

それを踏まえて、請願第3号の請願者である農事組合法人こがねファーム、農事組合法人おくたま農産からは、本委員会の委員長宛てに文書が来まして、特に異議はありません。

ただ、見直しによって生じる当地域としての数々の不安要素に対し、現場からの意見が若干欠けているように思うということで、一部修正案として3か所、3つの項目の提案がございました。

この3つの検討事項を見てみると、請願第3号の意見書案とほぼ同内容でございます。

ということは、当委員会でお示した意見書とはダブっていない、漏れているという形だと思いますので、もし、当委員会として出す意見書が1つであれば、これは加えるべきだと思いますし、請願第3号を仮に採択したとして、意見書案どおりのものを提出するというのであれば2本の意見書が国に出されるわけですが、そうであればダブらないのでそれはいいと思いますが、一本化するということであれば、私は意見書にこの3項目を付け加えた形で、提出するべきだと思います。

委員長：ただいま、千田恭平委員のほうから請願第3号の方から出された検討事項について、意見書に修正して付け加えるべきだというような御意見がありました。これに対して皆さんのほうから、御意見、質疑がありましたらお伺いしたいと思います。

岡田委員。

岡田委員：当委員会で提出する意見書案の作成においては、やはり地域の事情なり、国に知らしめる内容にするべきだと思いますので、請願団体のほうからも改めて修正、追加事項が提出されたことを考えれば、さらに委員会から提出される意見書案については、協議しながら検討していくべきだと思います。

委員長：ただいま、岡田委員から千田恭平委員と同じような趣旨の発言だと思いますが、皆さん、両委員から出された御意見に御異議ありませんか。

岩淵委員。

岩淵委員：先ほど千田恭平委員が言われるように、意見書を2つ出すことがあるのであれば、確かにそれぞれ加えなくてもいいと思うのですが、1つにするのであれば、

確かに加えるということの審議なのですけれども、その次の請願の時に、請願と意見書、それぞれ審議するというところでよろしいのでしょうか。

委員長：暫時休憩いたします。

(休憩：11：23～11：43)

委員長：再開いたします。

意見書案の作成については、当委員会で一本化をして請願者の要望なり検討事項を踏まえて、作成するというところで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、請願についての採決を行いたいと思いますが、本日採決することによってよろしいですか。

千田良一委員。

千田(良)委員：今の説明では、請願で出された項目と申します趣旨は、本文はいいのですがこの3項目あるところに、それを修正あるいは追加をして、そして仕上げるということで、そうするとどの時点で私たちは意見書の案を確認することになるのでしょうか。

委員長：それにつきましては議長に報告しなければならないので、その前の段階で委員会を開催し、その意見書案について御協議をいただきたいと思います。

千田良一委員。

千田(良)委員：そうするならば、これが成文化された段階で、それで委員会としてそれを判断して、それから2件の請願について採決でよろしいのではないのでしょうか。

委員長：今、千田良一委員から意見書案について協議した後に、請願の採決をしたらいかがかというような御意見がありましたけれども、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：改めて日程を調整した上で、意見書案について協議し、その後に請願の採決を行いたいというように思います。

それでは、休憩いたします。

(休憩：11：48～11：51)

委員長：再開いたします。

それでは、次回の委員会は4月21日木曜日、午後1時30分に開催し、意見書案について協議することとし、意見書案の作成については、先ほど申しあげましたように、前回請願者に示した意見書案に追加する組み立てで、正副委員長に一任いただくことに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ございませんので、次回意見書案を示して協議したいと思います。

以上で、請願第2号「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願について、請願第3号、水田活用の直接支払交付金制度に関しての意見書提出を求める請願についての審査を終わります。

次に、請願第1号の居住地区(団地)における治水に関する請願についてを議題とします。

3月7日に現地調査を行い、3月9日に当局から説明を受けました。

その後に委員の皆様から御意見を伺ったところでありますが、継続して審査することとしたところでございます。

それでは意見交換をします。

暫時休憩いたします。

(休憩：11：52～11：56)

委員長：再開いたします。

請願第1号についても、慎重に審査が必要であるため次回の委員会で協議することとし、継続して審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ございませんので、さよう決定いたしました。

以上で、請願第1号居住地区(団地)における治水に関する請願についての本日の審査を終わります。

以上で、本日予定した案件は終了いたしました。

皆さんから何か、御意見がありましたら、頂戴いたします。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

(閉会 午前 11 時 57 分)